

固定資産税の減免制度

市では、一定の条件に該当する場合に、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。平成30年度の減免を受けるには申請が必要です。

高齢者等減免

対象 1月1日現在で次のすべてに該当する人
※同じ敷地内に住む場合、世帯分離をしても同一世帯とみなします。

- ①次のいずれかの世帯に属していること
 - ・高齢者世帯（65歳以上の人のみで構成されている世帯またはこれらの世帯に18歳未満の人が加わった世帯）
 - ・障害者世帯（身体障害者手帳1級～4級、療育手帳のA・B判定、または精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する人がいる世帯）
 - ・市が支給することもすこやか手当を受給している人がいる世帯
- ②居住用資産（自分の居住用に利用している土地と家屋）以外の固定資産を所有していないこと
- ③世帯員が所有する資産の宅地面積（共有で私道を所有する場合は、当該私道のうち世帯員の持分割合で算出した面積を含める）が200㎡以下で、かつ住宅延床面積が120㎡以下であること
- ④市民税の所得割額（税額控除前）の世帯合計額が、36,000円以下であること

持ち物 各種手帳、印鑑

特定非営利活動法人（NPO法人）減免

対象 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、地方税法施行令第47条に規定する収益事業を営まないものが専ら直接事業の用に供する固定資産の納税義務者

※申請は特定非営利活動法人が直接事業用として専ら使用している固定資産の納税義務者（所有者）が行ってください。必要な添付書類は該当の特定非営利活動法人から提供を受けてください。

持ち物 ①NPO法人の直近2期分の事業報告書（決算書含む）②（借地または借家の場合）無償賃貸借契約書など③NPO法人の定款④特定非営利活動法人であることを証明するもの（県知事のNPO法人設立認証）

各減免申請とも

申込み 2月28日(水)までに税務課固定資産税係

※申請の際は申請書に記載されたマイナンバー確認のための資料（①マイナンバーカードまたは②通知カードと運転免許証など）をご持参ください。

注意事項

減免の対象となる固定資産税・都市計画税は、納期限未到来分で、かつ未納分に限りです。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりませんので、納期限前かつ納付前までに必ず申請をしてください。

市民病院の未紹介患者初診料 4月1日から2,160円に改定します

問合せ 市民病院医事経営課 ☎(48)5050

～かかりつけ医をもちましょう～

「かかりつけ医」とは、あなたや家族の普段の健康管理をしてくれる身近な医師のことです。気軽に相談でき、家族の病状・病歴、健康状態を把握しているので、もしもの時に素早い対応をしてくれます。また、病気の早期発見にもつながります。

患者さんには「かかりつけ医」をもち、市民病院の受診が必要な際は、できる限り紹介状を持参するようお願いいたします。

「紹介状」は、患者さんとかかりつけ医と市民病院を結ぶ、大切な情報源です。なお、紹介状を持参した人には、未紹介患者初診料（現在1,080円）はいただいけません。



市民病院では、紹介状を持たずに初診で受診される場合は、健康保険の自己負担分とは別に未紹介患者初診料をいただいています。